

横浜市立橋中学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月 1 日策定

令和 5 年 3 月 1 日最終改訂

(1) いじめ防止に向けた学校の考え方

①いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

②いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失われるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

- ・いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- ・子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- ・子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

(2) 学校いじめ防止対策委員会の設置

いじめの未然防止、早期発見・事案対処、取組の検証等のために次の委員会を設置する。

① 対策委員会の構成員

いじめ防止対策委員会（定例・臨時）

- ・ 学校長 ・ 副校長 ・ 教務主任 ・ 生徒指導専任教諭 ・ 各学年主任
- ・ 個別支援学級主任 ・ 養護教諭 ・ 生徒支援部長

拡大いじめ防止対策委員会（臨時）

（上記メンバーに加えて）

- ・ 学年職員（担任・副担任） ・ 関係職員

いじめ対策特別委員会（臨時）

拡大いじめ防止対策委員会に状況に応じて次のメンバーを加え、適宜開催する。

- ・学校カウンセラー
- ・西部学校教育事務所担当指導主事及びSSW

②委員会の運営

- ・対策委員会を常設し、毎日開催する。また、いじめを認知した際は必要に応じて拡大いじめ防止対策委員会を開催する。
- ・校長等責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③委員会の活動内容

●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知

●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む）

(3) いじめの未然防止、早期発見、事案対処

①いじめの未然防止

- ・生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に向けて、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりを行うとともに、生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援する。
- ・いじめの防止の観点から、豊かな心の育成のための、学校教育活動全体を通じた包括的な取組の方針や教育プログラム、例えば、人権教育年間計画や道徳教育年間計画等に、年間を通じたいじめへの対応に係る教員の資質向上のための取組計画等を具体的に盛り込む。加えて、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を日々の授業や学校行事の場面で活用するなど、集団の一員として

の自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

- ・教員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・小中連携を深め、いじめ防止及び未然防止に努める。

②いじめの早期発見

- ・日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・年3回の全校生徒へのいじめ解決アンケート（7月・12月・3月）、YPアセスメント（5月・1月）を実施、また教育相談を活用していじめの早期発見に努める。
- ・インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、情報モラル教育の推進による生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める。
- ・いじめ解決一斉キャンペーンの実施（7月・12月）

③いじめ（疑いを含む）に対する措置

- ・いじめ防止対策委員会を中心として、組織的な対応を徹底していく。
- ・正確な実態把握に努めるとともに、被害生徒、保護者の支援並びに加害生徒、保護者への指導、支援を慎重に進めていく。
- ・いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、生徒の生命、身体又は財産に重大被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害生徒を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携し対応していく。
- ・特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

④いじめの解消

- ・いじめの解消している状態とは、「いじめに係る行為が止んでいること」「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つ要件が少なくとも満たされていることをいう。一定期間の見守りや、被害生徒及び保護者への解消具合を面談等で確認する。

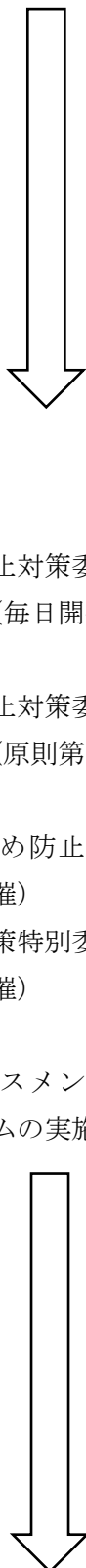
⑤教職員等への研修

- ・一人ひとりの生徒をより深く見つけるための生徒理解研修を一層充実させていく。
- ・いじめを見抜く感性を高めるため、いじめ防止、対応に向けての具体的なケース検討を含めた研修を定期的実施していく。

⑥学校運営協議会等の活用

- ・学校、家庭、地域連携事業実行委員会や地域懇談会等を通じて、いじめ問題に関する情報共有を行うとともに今後の具体的な方策の検討と実践を行っていく。

⑦取組の年間計画

月	取り組み	形式等	通年取り組み
4月	生徒理解研修（いじめ含む） ストレスチェックシート記入 ☆教育相談	職員研修 アンケート 面談	
5月	子ども会議に向けた取り組み （5月～8月） R5～記名式いじめアンケート Y P アセスメント実施	生徒会本部 アンケート アンケート	
6月	サイバー教室 1年校外学習 2年自然教室（5月～6月） 3年修学旅行（5月～6月）	警察・高校生に依頼 体験活動	
7月	心と行動の安全点検（保健指導部） ☆面談	面談	
8月	生徒理解研修（いじめ含む） 区子ども会議	職員研修 生徒会本部	
9月	ストレスチェックシート記入 ☆教育相談 体育祭	面談 アンケート	
10月	☆面談（成績） 橘響祭	面談 アンケート	
11月	心と行動の安全点検（保健指導部）	アンケート	
12月	いじめアンケート （生徒） いじめ解決キャンペーン（教職員） ☆面談	アンケート アンケート 面談	
1月	Y P アセスメント実施	アンケート	
2月			
3月	校区小学校との情報共有		

(4) 重大事態への対処

- ・ 次のいずれかに該当する場合は、いじめの重大事態又は重大事態の疑いに当たる。
 - ア いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
 - イ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- ・ 重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

(5) いじめ防止対策の点検・見直し

- ・ 学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年 1 回の点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。基本方針の改訂があれば再公表する。